

令和元年第3回定例会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：令和元年9月17日（火）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和元年9月17日（火曜日） 午後2時56分～午後4時3分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（6人）

委員長	金 谷 道 男	副委員長	高 橋 徳 久
委 員	佐 藤 隆 盛	委 員	本 間 輝 男
委 員	佐 藤 文 子	委 員	佐 藤 清 吉

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

総務部長：舛谷祐幸

次長兼総務課長：佐々木隆幸

総合防災課長：佐藤大

市民部長：加藤博勝

市民課長：三浦幸子

神岡支所長：小田原一春

西仙北支所長：佐々木孝雄

中仙支所長：今和則

協和支所長：和田義基

南外支所長：渡部幸誠

仙北支所長：藤嶋勝広

太田支所長：谷口藤美

議会事務局職員出席者

事務局参事 進藤稔剛

審議案件

- 第 1 報告第84号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 第 2 報告第85号 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 3 議案第86号 大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第90号 字の区域の変更について
 - 第 5 請願第12号 請願書（請願事項：秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示してください。）
 - 第 6 陳情第31号 田仲野地区の家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情書
-

午後2時56分

○委員長（金谷道男） 定刻前ですけれども開会させていただきたいと思います。皆様には大変お忙しのなか、お集まりいただきましてありがとうございます。稲刈りもだいぶかかっているようであります。なんとなく秋の実りの時期は地域も活気が出てくるかなと思ってます。そんな意味でこの後、順調に刈り取りが出来れば良いなと思ってるところであります。

それでは、ただ今から総務民生常任委員会を開会いたします。審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（金谷道男） 審査に入ります前に当局からあいさつをお願いいたします。はじめに、舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 皆さんどうもお疲れ様でございます。委員会審査をお願いいたします前に、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします各事務事業の遂行に際しまして、格段のご指導、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、今次定例会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、条例案2件及び単行案1件の計3件でございます。

内容につきましては、この後、各担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。次に、加藤市民部長、お願いいたします。

○市民部長（加藤博勝） 委員の皆様におかれましては、お疲れのところ大変ご苦勞様でございます。市民部所管の事業の執行に対しましては、日頃よりご指導賜りまして厚く感謝申し上げたいと思います。さて、今次定例会に上程しております市民部の案件でございますけれども、国の住民基本台帳法施行例の一部改正に伴いまして、大仙市印鑑条例の所要の改正を行う条例案1件であります。この後、市民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしく願います。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

○委員長（金谷道男） 議案第 84 号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 総務課の佐々木です。よろしく申し上げます。

説明に入る前に、本日同席しております総務課職員を紹介いたします。文書法制班の班長であります、大釜主幹です。以上 1 名出席しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料ナンバー 1 の議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 84 号の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案件は、同整備法の施行に伴いまして、成年被後見人または被保佐人であることを理由に、不当に差別されることがないように、地方公務員における成年被後見人等に係る欠格条項などが見直されたことに伴いまして、関係条例の改正を行うものであります。

議案書の 7 ページになります。第 1 条の給与条例と第 2 条の旅費条例につきましては、地方公務員法において成年被後見人等に係る欠格条項と失職規定が廃止されたことに伴いまして、文言の削除や一部改正など、引用条項を改める所要の規定整理を行うものであります。

また、第 3 条の消防団員 定員等条例につきましては、消防団員の欠格条項から、成年被後見人等を削るなどの改正を行うものであります。これらの改正は、令和元年 12 月 14 日から施行するものであります。よろしく申し上げます。

○委員長（金谷道男） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 公務員や消防団という方々は、これまで成年後見人というふうなことにはなる資格はあったわけですね。

○委員長（金谷道男） 佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） これまでは地方公務員法の中で、成年被後見人と被保佐人はなれないという決まりになっていましたけれども、今回改正がありましてなれるというふうになったことに伴いまして、大仙市の条例も改正するという事になります。以上であります。

○委員長（金谷道男） いいすか。

○委員（佐藤文子） 公務員も消防団員も成年後見人になれるということですね。

○委員長（金谷道男） 被後見人でもなれるということ。被後見人がなれるということ。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第 85 号「大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席しております職員をご紹介します。総合防災班長の藤田副主幹でございます。

それでは、議案第 85 号大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

資料は、No. 1 の 8 ページ及び 9 ページをご覧くださいと思います。

今回、改正する点につきましては、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の災害援護資金に係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等についてでございます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正、及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴いまして条例改正をするものでございます。

災害援護資金は、災害救助法が適用される災害が発生した際、法で定める要件に該当する大きな被害を受け、かつ収入が一定以下の世帯が対象となる融資制度となっております。

1点目の改正点、支払猶予につきましては、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき、償還金の支払を猶予することができるとした規定のものであります。

次に、償還免除についてであります。これまでも死亡又は重度障害となった場合の規定はなされておりましたが、これらに加えまして、新たに破産手続きの開始の決定、又は再生手続きの開始の決定を受けた場合につきましても、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるとしたものであります。

最後に、報告等についてであります。支払猶予や償還免除をするか否かを判断するにあたり、災害援護資金の貸付けを受けた者、又はその保証人の収入や資産の状況を市が把握できるよう、報告等を求めることができるとしたものであります。これによりまして、その者の資力状況に応じた客観的な判断をすることができ、適切な対応が可能になると考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金谷道男) ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長(金谷道男) 次に、議案第86号、「大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。三浦市民課長。

○市民課長(三浦幸子) 市民課の三浦です。よろしく願いいたします。説明に入ります前に、本日同席の市民課職員をご紹介します。市民班の佐藤副主幹でございます。

それでは、議案第86号大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

資料は、ナンバー1の議案書、10ページ及び11ページをお願いいたします。

市民課の資料といたしまして、新旧対照表を配布させていただいておりますので、参考にさせていただければと思います。

本改正は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、氏に変更があった者の旧氏の記載に関する事項が整備されたことなどに伴い、関連する本市の印鑑条例においても所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、ご本人の希望により、住民票やマイナンバーカードに旧氏の記載が認められ、これに伴って印鑑登録においても旧氏での登録を認めるとするものです。

また、印鑑証明書の証明事項から性別の項目を削ることとするもので、印鑑証明書の記載事項を総合的に検討、また、自分の性別に違和感がある方などに配慮したことなどにより、不要な項目を削ることとするものでございます。施行期日は、令和元年11月5日でございます。なお、旧氏対応後のレイアウト案を、お手元に配布しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長(金谷道男) 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。佐藤文子委員。

- 委員（佐藤文子） 新旧対照表、今見たばかりなので、ちょっと前後のちゃんと見て
るわけでないですけども。登録事項というところに、（１）生年月日及び性別という
ふうなのは変わらず入ってるわけですけども、別にこれは問題ないことですか。
- 委員長（金谷道男） 三浦課長。
- 市民課長（三浦幸子） 住民基本台帳法の規定の中では、男女の別を記載することとはし
ておりますが、今般、性同一性障害や性的思考など、自分の性に違和感を持つ方などに配
慮したことなどにより、性別の表記を記載しないこととしても差し支えないという、総務
省からの通知もまいっております、今般、大仙市でもこちらの項目を削らせていただ
く、という改正をすることといたしまして、今回お願いしております。
- 委員長（金谷道男） 佐藤文子委員。
- 委員（佐藤文子） 資料の登録事項の第6条で、「次に登録原票に、次に掲げる事項を
登録するものとする」というところには、（１）の後段に生年月日及び性別とあるもの
を、書かなくてもいいというふうな、条項というのはどっかにあるの。この辺がちょっ
と。
- 委員長（金谷道男） 三浦課長。
- 市民課長（三浦幸子） 印鑑登録の際に、印鑑の原票には登録事項として性別はありますが
が、印鑑証明書として発行する証明書の中には、性別の方を削らせていただくというこ
とになりまして、こちらで登録した際に原票として保管しておくものには性別はあります。
- 委員長（金谷道男） いいすかな。高橋委員
- 副委員長（高橋徳久） 一点確認ですが、これは総務省の方からやってくれという通達
があってやるのか。それとも、大仙市の方で自主的に今の流れに合わせるということ
やられるのかお聞きしたいと思います。
- 委員長（金谷道男） 三浦課長。
- 市民課長（三浦幸子） 総務省からは必ずやってくださいということではないんですが、
大仙市の方で今回の LGBT などに配慮した関係で、改正をさせていただくということ
でございます。
- 委員長（金谷道男） はい、高橋副委員長。
- 副委員長（高橋徳久） せっかくですので、お聞きしたいのは、県内の他の市町村とい
うか、自治体においてはどのようになっていますでしょうか。お聞きしたいと思います。

○市民課長（三浦幸子） 今現在、証明書の方に性別の表記がないのは、県内では由利本荘市の方で表記は削られております。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、議案第 90 号、「字の区域の変更について」、を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） それでは、議案書の 19 ページから 24 ページをお願いいたします。

字の区域の変更につきましてご説明申し上げます。

本案であります。高屋敷地区と三条川原地区の農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴いまして、従来の地形が変更されたことから、整理後の区画に合わせて字の区域を変更する必要があります。今般、事業実施主体である秋田県知事から、字界変更について依頼がありましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。該当する区域につきましては、別にお渡ししております総務課資料の方ですが、本日渡しましたホチキス止めの A4 縦、こちらの方をご覧いただきたいと思っております。

1 ページ目になりますけれども、高屋敷地区における字界変更する位置図になります。神岡地域の北檜岡地区と西仙北地域の刈和野地区の基盤整備区域でありまして、国道 13 号線を秋田方向に向かいまして、道の駅神岡を過ぎまして、右側にコンビニがありま

すバイパスと旧国道の分岐点。そこの右側一帯が、今回、字の区域を変更する場所になります。

2 ページ目をお願いいたします。2 ページ目は、三条川原地区における字界変更の位置図になります。神岡地域の北檜岡地区、それと西仙北地域の北野目地区、こちらの方の基盤整備区域でありまして、先ほどの分岐点を旧国道側に入っていたいただいた両側の一帯になります。

続いて、3 ページをお願いします。高屋敷地区における、字界変更する区域の全体図になります。着色された部分が字名を変更する区域になります。黒文字の字名が変更前、赤文字が変更後の字名になります。

次に、4 ページをご覧ください。三条川原地区における字界を変更する区域の全体図になります。先ほどと同様に、着色された部分が字名を変更する区域になります。黒文字が変更前、赤文字が変更後の字名になります。

以上、字の区域の変更につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（金谷道男） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

○委員長（金谷道男） 次に、請願第 12 号、「請願書（請願事項：秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対の意思を示してください。）」を議題といたします。

本件に関し、ご意見等をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午後3時20分 ～ 午後3時21分

○委員長（金谷道男） 再開いたします。それでは本件に関して、委員各位のご意見をお願いいたします。はい、佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 私は、この請願は採択すべきであると思っています。請願文書にもありますとおり、住宅地の隣接地にイージス・アショアを配備するというふうなことは、秋田市ばかりではなくて秋田県全体、東北全体の安全と安寧を奪うということになりかねない重大な問題だと思っています。そもそもイージス・アショアを、どうして秋田県に配備しようとするのかというのは、色々報道で明らかになっております。日本を守るためというふうなものではないということも明らかになっております。北朝鮮から米軍基地のある、グアムに向けたミサイルの軌道直下にあるというふうなことで、米軍基地にミサイルが飛んでいかないように、秋田県上空で打ち落とすというふうなことのために配備しようとするようなもので、万が一こういうふうなことが起こったらですね、秋田市のみならず秋田県民に大変な打撃を受ける事になると思います。そういうふうなことで、米軍を守るためなら日本を犠牲にしてもいいんじゃないかというようなのが、ちょっとそういうことを考えるとおぞましいという思いもするわけでありまして、イージス・アショアのこの配備計画というのは、結局はアメリカのアメリカによるアメリカを守るための米軍基地化というふうに繋がっていく問題だと思っています。米軍基地はそもそも私はいないというふうに思っておりますので、是非この秋田市新屋に配備しないように、皆さん地方議員も反対の意思を表明してくださいというふうな。大いに配備計画反対というふうな立場を私は込めて請願に賛成するものです。

○委員長（金谷道男） 採択ですね。ほかにございませんか。

○委員（佐藤隆盛） 私も採択したほうが良いと思います。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。はい佐藤清吉委員。

○委員（佐藤清吉） 今、いろんな中で、日本の近辺非常に問題なっています。例えば北朝鮮、或いは中国、最近はロシアですね。ロシアでも千島列島に新型ミサイルを配備したと。これをカムチャツカ半島を含めた北海道までの距離の形なっていると。後ちょっとわからないんですけど、韓国はこの先どう考えているのか。この前、島根県の竹島ですか、あの防災訓練ですか。あれもイージス艦を引き連れての例年の倍以上の規模で訓練

を行っている。我々日本を取り巻く環境が、かなり厳しくなっているというのが実情なので、最低でも日本を守っていかなければ、日本の国土或いは国民の生命、財産を守るためには最低限の防御を整備していかなければならないと私は考えております。したがって、私自身はこの地上イージスについては、配備については賛成です。ただ、言わんとするのは新屋地区においてどうなのかと、こうなればちょっと非常に疑問になるわけなんですけど、ただ日本国土全体を考えた場合であれば、地上イージスの配備については賛成。今、ただ現在、防衛大臣も岩屋防衛大臣から今新しく大臣が代わりました。これはどういう考えで進めていくつもりなのか、当初の目的であったゼロベースの段階で再調査、再検討していただけるのか。特に今、分かっているとおり、県議会をみても、秋田市の議会をみても、このイージスに関しては新屋ありきという中で、非常に強く国の方に訴えております。また、秋田の国会議員の方々もですね、これどうなるのかということかなり動いております。したがって、このことについては、簡単に採択とか不採択とかでなくてですね、私の考えとしては、できうれば、今の新しい大臣がどういう考えなのかもふまえた中で、或いは県知事がどういう考えでもって行くのか、それもふまえた中で継続審査していくべきではないのかと、私はそのように考えております。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。ほかの委員の方。今、採択と継続審査という意見であります。ほかにございませんか。

○委員（佐藤文子） 今、佐藤清吉委員にちょっとお聞きしますけど。住宅地新屋に置くということには、若干色々疑問もあるというような話をされましてけれども、イージス・アショアというものの配備そのものには賛成という立場であることは分かりましたけれども、この請願文は住宅地秋田市新屋に置く、この計画はやめて欲しいということなんですけど、これに対してはどんなもんですか。

○委員長（金谷道男） 佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） 今話したようにですね、新屋演習場については住宅密集地にありますので、これについては反対なんですけれども、この前の新聞にですね、地上イージス県民の会が新聞に出てるんですけど、あくまでも新屋に対しての配備については反対なんだと、これはいいんですけど、これはあくまでも秋田県が地上イージスはいらないと、そういうメッセージを国に伝えてもらいたいと付いてるわけです。新屋に対しては反対するんですけども、秋田全体に地上イージスを配備することに反対じゃなくて、あ

くまでも新屋に対しては反対なんだけれども、秋田全体をふまえた中でこの意見書を出すということも、採択するというのも、ちょっとまだ先の話ではないのかと思ってますんで、新屋と秋田全体のこと考えていかなければと思ってますんで、新屋については私も反対です。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。今、継続審査、採択という立場でのご意見でございます。いいすかな。採択と継続審査というご意見の中での話だと思います。ほかにありませんかと思うんですが。もう少し話すればなんか生まれますか。色々な処理の仕方があると思うので。今のところ採決と継続審査というご意見ですので、そのご意見で決まりになるのかということだと思いますので。はい。

○委員（佐藤文子） この請願は、さっきは私はイージス・アショアの配備そのものに問題があるという立場で話したんだけど。新屋でも秋田市でも秋田県でもだめだというそういう思いはあるわけですけど、佐藤清吉さんのお話によりますと、この請願事項というふうなのは、秋田市新屋さはだめだというふうなことで、秋田市新屋への配備計画の反対の意思を示して欲しいとおっしゃってるようなので、それには当然、秋田市新屋は反対だということ、はっきり佐藤清吉さんもおっしゃった様なので、十分にこの請願には採択できるんじゃないかなというふうな感じで意見を伺ったところでありましたが。いかがでしょうか。

○委員（佐藤清吉） 例えば、県の県民の会というのが見る限りでは、新屋は当然ながらも秋田県全体がですね、地上イージスを配備するのは反対だという考えもあるようなので、そうなってくると確かにこの請願書見る限りでは、あくまでも新屋に関しての反対ですこれは。これ自身はいいんですけど、ただこの代表者の新聞に出されたあれ見てみると、新屋は当然ながらも秋田県全体というような感じも付いてますので、これについて考えていけばしな。あくまで私は新屋については反対なんだけれども、秋田県を全部含めた中で考えていこうとすれば継続審査しながら、その中で上部の県であれどこであれ確認する必要があるのではないかなと思いますので、私はそういうことをもって継続審査とそう言ったわけです。

○委員長（金谷道男） はい、高橋徳久委員。

○委員（高橋徳久） 私も佐藤清吉委員と一緒に、ここに秋田市新屋地区と書いてますが、これは、わざととっては変ですけど、書いてるということだけで、新屋地区がだめで隣の地区はいいのか、一つ地区を空けて隣だったらいいのかという、まずそういうこ

とも含めて、たぶんこれは全部だめだと、秋田には要らないという代表で反対という意思をさせるために、わざとこれは新屋地区という表記をしたんだらうという、逆に推察をしております。私個人的には、自分の国は自分で守るとというのが、国の本来の在りようだと思っております。イージス・アショアというのが利くか利かないか分かりませんが、現に今北朝鮮は弾道の低いミサイルやロケットか分かりませんが、もう10回以上飛ばしているというのが現状であります。そういうのを見たときに、やっぱり抑止力の一つとして、国としてこういうのを建てたいと言っているというのはよく分かります。ただ場所がどこかというのは、これは色々メリット、デメリットがありますので、そういうのを全て色々見た上で判断ということになってくるんだらうと思いますが、先程、アメリカさんの為にどうのこうのというご意見も出ましたが、逆に日米安保ということで、アメリカさんに日本という国は守ってもらっているということも現状にあります。そんなことを考えた時に、やっぱり守られっぱなしで果たしていいのかと、そういう部分に関しては、できる事は自分の国でできる事はやろうという、そういう意思というのは、私はあって然るべきなんじゃないのかなというふうに思っておりますので、先程、清吉さんが言われたように、今、秋田県全体の中で全部だめなんじゃないかというのを取り纏めようとしているという節が感じられますので、新屋、高校もすぐそばに、あるいは住宅のすぐそばに建てるというのはいかがなものかなというふうには思いますが、それが全てまだ調査段階と、ゼロベースでの調査段階ということに今なっておりますし、当該地区の秋田市、あるいは秋田県でさえまだ決めかねているという現状のもと、我々大仙市として。今回の件に請願を採択するというというのは時期尚早ではないのかなというふうに判断いたしますので、私は継続審査でいいのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、ほかに。はい。

○委員（本間輝男） 私は国防とか戦力とか、そういうことは分かりません。ただ、市民目線で見えた場合、大仙市内の市民の方、秋田県の県民の方々の総意というものは、私は反対だと思っております。だから理屈はありません。危険なものは作るべきではないというのが、市民の大半だと私は確認しています。だとすれば、必要ないものは、あえて作らない方が無難だと思っております。私は国防とか日米安保とか、そういう外国とのことは分かりません。分かるはずもありません。けれども危険なものを秋田に作るということに対して、秋田市民はかなり難儀しています。そういう目線でみるならば、大仙だって人事で

ないと私は思っています。だからやっぱり隣の事として考えずに、同じ県民として同じ目線で、危険なものは作るべきでないという事からすれば、私はこの請願は採択すべきだと思っています。以上です。

○委員長（金谷道男） 大体皆さん、委員の一通りご意見を伺いましたので採決に入ってもいいすな。

皆さんご承知と思いますけれども、今のところ継続審査と採択というご意見の様でございますので、ルールに従って、それではこれより採決を致したいと思います。

まず始めに、継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお計りいたします。本件は、「継続審査」とすることに賛成の方、挙手願います。

（挙手 2人）

○委員長（金谷道男） 賛成少数であります。よって、本件は、「継続審査」とすることは否決されました。

これより採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件を、「採択」とすることに賛成の方は、挙手願います。

（挙手 3人）

○委員長（金谷道男） 賛成多数であります。よって本件は、「採択」すべきものと決しました。以上で請願第12号を終結いたします。

○委員長（金谷道男） 次に、陳情第31号、「田仲野地区の家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情書」を議題といたします。

本件について、委員お皆さんのご意見をお伺いする前に、地元の支所長の方からこの件に関して、もし参考意見がありましたらお願いいたします。

○協和支所長（和田義基） 田仲野地区の家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情に対する支所としての意見を述べさせていただきます。陳情書にありますとおり、田仲野地区ですけれども標高が低いということで、平成29年7月の豪雨では、住宅の床上浸水が6戸、それから床下浸水が4戸、そのほかにも作業小屋の浸水13棟などの甚大な被害を受けた地区でございます。現状のままでは、今後も豪雨が発生した場合は同様の災害の発生が懸念される地区と言えらると思います。それで対応的なことを考えますと3点あるかと思えます。まず1点目ですけれども、土地建物の全額補償による移転というのが、この陳情の希望するところだと思えます。陳情書の要旨では家屋移転を希望するという

内容になっております。同じ中小種地区内ですけれども、平成19年度に移転した集落がありまして、こちらは雄物川の築堤を作るための支障物の移転ということで、収用による移転補償でありました。ただ今回の田仲野地区につきましては、家屋など公共事業の支障物ということではないので、対価補償の対象にはならないのではないかとということで、移転費用全額を補償するという事は考えにくいのではないかと考えております。それから2つ目ですけれども、移転用地の補償提供ということがあるかと思っておりますけれども、集団移転事業として、住民の居住が適当でないと思われられる区域につきましては、国の補助事業がありまして、防災集団移転事業というのがあります。住宅の用地取得費などの4分の3相当を補助する制度ということですが、ただ要件がありまして、災害危険区域に指定された地域の移転という要件があります。田仲野地区につきましては、雄物川の堤防内の区域ということで、危険区域の指定は難しいのではないかとということで、該当させることは難しいのではないかと考えます。それから3つ目ですけれども、内水の排水処理対策ということですが、29年7月の浸水災害の原因ですが、陳情書にもありますが、雄物川の水位が上がっての外水氾濫とありますけれども、雄物川につきましては、現在堤防の嵩上げ工事を行っております、外水氾濫については対策が講じられているという状況だと思います。29年には一部雄物川の越水があったものの、主な原因は雄物川の水位上昇に伴いました、沼館川に流入した小種地区の雨水の排水処理が出来ないため、低地である田仲野地区に集中した内水による浸水だと。主な原因はそれだと考えられます。したがって、大規模な排水ポンプの設置、それから内水処理対策を講じることなどを検討することが現実的ではないかなと思います。ただ、相当の事業費となるので財源等もふまえて課題があるのではないかと思います。以上でございます。

○委員長（金谷道男） ありがとうございます。今の協和の支所長のご意見も参考にしながら、委員の皆さんからの意見をお願いしたいと思います。どなたかどうぞ。佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 雄物川の仮堤防になってた所の嵩上げをやっているというふうな話がありましたけど、実は私、この時の災害でボランティアにここにちょうど行かせていただいたんですけど、下から上から水が両側から押し寄せて、一気に水かさが増えて浸水したというふうな話をしておられました。そういう意味でこの沼館川に逆流して入った水もさることながら、沼館川の川上の方から大量の水が流れてきたというふうなことは

なかったのかということと、ちょうど沼館川の急カーブの上の方に、川口ため池がありまして、そこが約7、8メートル位にわたって決壊したその水が、ここの災害に大きく影響したことはなかったのかどうか、その辺の事情は防災の方で災害のときの状況つかんでの範囲で結構ですので教えていただければありがたいですけど。

○委員長（金谷道男） 佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。平成29年度の豪雨災害によりまして、この中小種地区の田仲野におきましては、雄物川のもう少し下流域の方で越水した部分が見られたと、実際ここにつきましては、雄物川からの越水はなかったと聞いております。ただ、先程川口ため池の方が氾濫いたしまして、これが一部この地域には流れ込んできているということで、沼館川の方に水が注いでいったので、その樋門閉鎖した部分に関しては内水の氾濫が起きたということであったと思われます。何れにしましても、過去において水害による浸水が起きたというのは、築堤がされてない時のお話でございます。今暫定ですが築堤が進んでいる中、沼館川にも樋門付けられております、昔はこの樋門がなかったので、雄物川が増水すると沼館川の下流域から逆流してきた水ということで、ここの田仲野地区というのが一番先に浸水するという状況であったようです。今は樋門が付いているので雄物川からの逆流、或いは築堤による越水はないと、そういった意味では内水が、平成29年につきましてはため池の氾濫と内水が処理しきれなかった。ということによる内水氾濫であるというふうに思われます。いずれにつきましても、今ここ築堤工事、大仙市内で国交省による雄物川の築堤、或いは県管理河川においても築堤工事が進んでおりますけれども、そういった過程で排水樋門が設置されて、川の増水による樋門閉鎖がおきると、いずれ内水氾濫が起きるということは今後も起こる可能性があるということで、ここの地区につきましても、今後は内水処理に対する対策を強化していく方が良いのではないかとこのように思っております。以上です。

○委員長（金谷道男） はい、佐藤清吉委員。

○委員（佐藤清吉） 家屋移転希望者の家屋移転に関する陳情書なんだよな。ということは、13世帯か何かあるらしいんだけど、最後のあれ見てみると移転希望者だけでも移転できますようお願いします。というのがあったよな。ということは13世帯全部が水害のために移転したいと、集団で移転したいんだと、そういう解釈でなくて、こ

の13世帯ある中で、移転したい人は勝手に移転してもお願いできますかという内容だ
しべこれ。

○委員長（金谷道男） 休憩します。

午後3時49分 ～ 午後3時59分

○委員長（金谷道男） それでは会議を再開いたします。委員の皆さんのご意見を願
いたします。はい。

○委員（佐藤清吉） 継続審査でお願いします。

○委員長（金谷道男） ただ今、継続審査というご意見が出ましたがほかの委員の皆
さん
どうですか。はい佐藤文子委員。

○委員（佐藤文子） 大雨被害の時のボランティア活動などを通した住民の皆さんの気持
ちを考えれば、やっぱり採択は採択として十分願意は妥当するものだと私は思ってい
ます。本当に大変だったんですよ。色々嵩上げ工事なども進められているし、ポンプアッ
プなんかも強化していくというふうなことの様ですけれども、それで十分に対応出来
るのかどうかということは、いまだ心配な所もあり、地域の皆さんの願意は妥当として採
択した方がいいんじゃないかと私は思っています。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。はい。

○委員（佐藤隆盛） 採択は採択でも全員一致で良いば良いども。移転して人はして人
かというのであれば、やっぱり採択というのはいかがなものかと、私はそう思います。

○委員長（金谷道男） ほかにございませんか。それでは、本件については継続審査を求
める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は「継続審査」とすることに賛成の方、挙手願います。

（挙手 4人）

○委員長（金谷道男） 挙手多数であります。よって本件は、閉会中の「継続審査」とす
べきものと決しました。よって本件につきましては議長に対し、閉会中の継続審査申出
書を委員長名で提出いたします。

以上で陳情の審査は終了いたしました。

○委員長（金谷道男） 次に、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、
を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○委員長（金谷道男） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（金谷道男） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（金谷道男） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間に渡り、大変ご苦勞様でした。

午後 4 時 3 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和元年 月 日

総務民生常任委員会委員長 金 谷 道 男